

# ICT 活用教材作成講習会 e-Learning 著作権セミナー

日時：平成 22 年 9 月 1 日（水） 13:00～16:30

メイン会場：岡山理科大学 第 11 号館 6 階 第 2 実習室

サテライト会場：各大学のテレビ会議システム設置教室

## ●開会挨拶

岡山理科大学学長 波田 善夫 岡山オルガノン事業推進代表者

## ●e-Learning 著作権セミナー

「教育著作権セミナー ～ICT 活用教育関係者が知っておきたい著作権～」

講師：尾崎 史郎 氏（放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター教授）

（元文化庁著作権課マルチメディア著作権室長）

## ●質疑応答

- [注意事項]
- ・ご発言される際は、マイクを通じてお願いします。
  - ・ご質問をされる場合は「質問があります」のパネルをカメラ前に提示してください。

## ●閉会挨拶

大学教育連携センター 木村 宏 センター長

文部科学省 平成 21 年度「大学教育充実のための戦略的大学連携支援プログラム」選定事業

「『岡山オルガノン』の構築—学士力・社会人基礎力・地域発信力の融合を目指した教育—」

主 催：岡山オルガノン 大学教育連携センター

連携校：岡山理科大学、岡山大学、岡山県立大学、岡山学院大学、岡山商科大学、川崎医科大学、川崎医療福祉大学、環太平洋大学、  
吉備国際大学、倉敷芸術科学大学、くらしき作陽大学、山陽学園大学、就実大学、中国学園大学、ノートルダム清心女子大学

後 援：大学コンソーシアム岡山

平成22年度

# 教育著作権セミナー

—教育関係者が知っておきたい著作権—

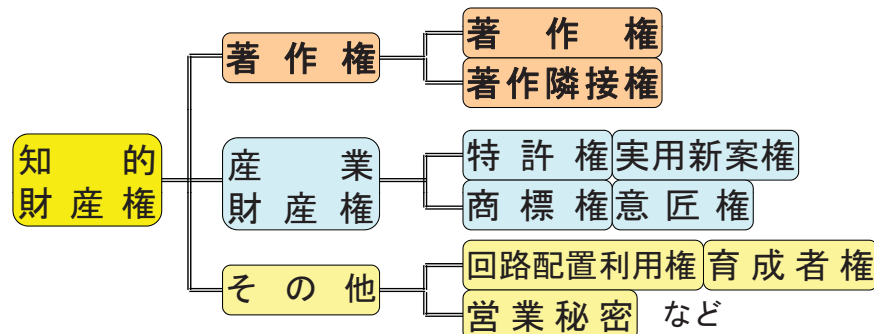
放送大学ICT活用・遠隔教育センター  
尾崎 史郎



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。  
www.bunka.go.jp/jiyuriyo

## 1. 知的財産権の中の著作権

知的財産権とは人間の知的な創作活動などから生み出されたものに対する権利であり、著作権もそのひとつ



1

## 2. 著作者の権利 (1) 著作物

著作物とは「**思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの**」

○作った人の考えや気持ちをその人なりに表現したものであればよく、芸術的・学術的・経済的な価値は要求されない

○単なるデータや事実、アイデア、学説は学術的・経済的な価値があったとしてもそれ自体は著作物ではない

(データを加工した図表、アイデアを解説した文書は表現に創作性があれば著作物になり得る。

なお、誰が作成しても同じような表現になるものであれば著作物ではない)

2

### 【判例】

○データを一般的な手法に基づき表現したグラフは著作物ではないとした事案

・「実験結果等のデータ自体は、事実又はアイデアであって、著作物ではない以上、そのようなデータを一般的な手法に基づき表現したのみのグラフは、多少の表現の幅はあり得るものであっても、なお、著作物としての創作性を有しないものと解すべきである。」(知財高裁平成17年5月25日判決「京都大学博士論文」事件)

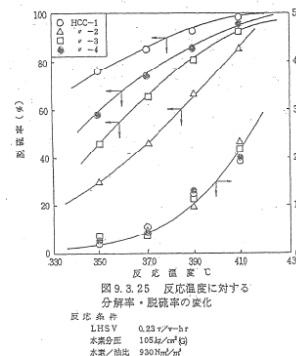


図 3.25 反応温度に対する分解率・脱硫率の変化

反応条件  
1.18t/h  
水素分圧 0.23 MPa-hr  
水素/油比 105 kg/(m³h)  
水素/油比 930 Nm³/m³

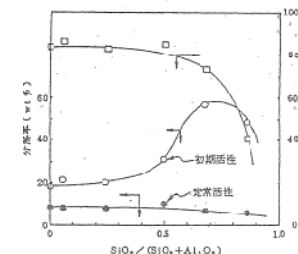


図 3.31 担体中のSi/Al比の活性におよぼす影響(原料油:AL-AR)

1

## 一般の著作物(10条の例示)

言語の著作物	講演, 論文, レポート, 作文, 小説, 脚本, 詩歌など
音楽の著作物	楽曲, 楽曲を伴う歌詞
舞踊又は無言劇の著作物	日本舞踊, バレエ, パントマイムなどの振り付け
美術の著作物	絵画, 版画, 彫刻, 漫画, 書, 舞台装置など(美術工芸品を含む)
建築の著作物	芸術的な建築物
地図, 図形の著作物	地図, 学術的な図面, 図表, 設計図, 立体模型, 地球儀など
映画の著作物	劇場用映画, アニメ, ビデオ, ゲームソフトの映像部分など「録画されている動く影像」
写真の著作物	写真, グラビアなど
プログラムの著作物	コンピュータ・プログラム

4

## (2) 著作者

著作者とは「**著作物を創作する者**」(第2条第1項第2号)

- 幼稚園児や小学生でも著作者になり得る
- 思想・感情を創作的に表現したと評価し得る行為を行った者が著作者(作成を委託した場合、委託料等を支払ったとしても、受託者側が著作者)
- 著作物の提供・提示の際に実名や周知の変名が著作者名として表示されていれば、その者を著作者と推定する

6

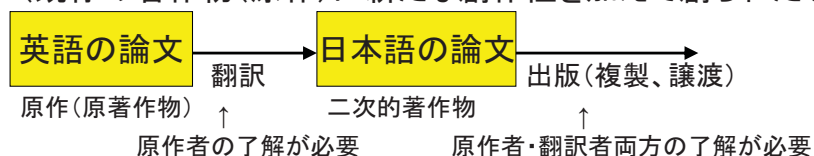
## ○編集著作物・データベースの著作物

編集物やデータベースは、素材・情報の選択(何を収録するか)又は配列・体系的な構成(どのように配列し、体系化するか)に創作性があれば著作物となる(12条、12条の2)  
(例:新聞、雑誌、パンフレット、ホームページ等)

注:全体をコピーする場合、全体(編集著作物、データベースの著作物)の著作者だけでなく、収録されているものが著作物の場合は収録されている個々の著作物の全著作者の了解も必要

## ○二次的著作物

著作物を翻訳、編曲、変形し、又は、脚色、映画化、その他翻案することにより創作した著作物(2条1項11号)  
(既存の著作物(原作)に新たな創作性を加えて創られたもの)



## 法人著作(職務著作)

著作者は自然人が原則だが、以下の要件を満たせば、法人が著作者となる(プログラムの場合は④の要件は不要)

- ①法人の発意に基づく
- ②法人の業務に従事する者が作成する
- ③職務上作成する
- ④公表するときは法人名義で公表される
- ⑤契約や就業規則に従業員を著作者とするという定めがない

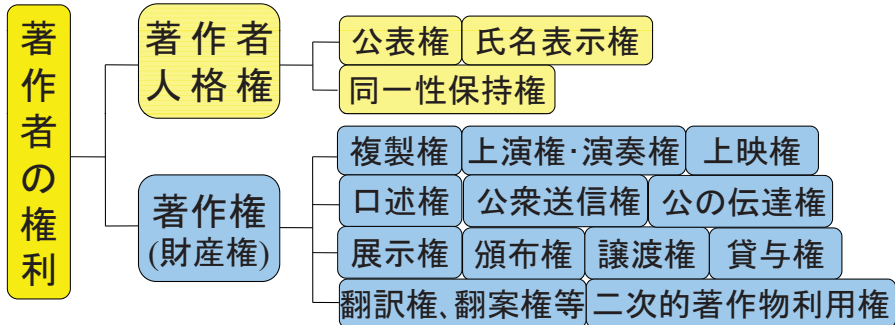
※法人著作となる場合、創作に携わった従業員は、著作権法上、何らの権利もない

(職務発明の場合は、発明者はあくまで個人。就業規則等で特許権の継承等を定めることができるが、特許権の承継をした場合従業員に相当の対価を支払う必要がある)

7

## (3) 著作者の権利の内容

- 著作者の権利は著作物の創作時点で自動的に付与  
(無方式主義)
- 著作者人格権は譲渡・相続不可
- 著作権(財産権)は譲渡・相続可



## 著作者人格権

- 公表権**:未公表の著作物を公表するか否かを決定できる権利
- 氏名表示権**:著作物を公表する際に、著作者名を表示するか否か、表示するとすれば実名か変名かを決定できる権利

- 同一性保持権**:著作物の内容や題号を著作者の意に反して  
改変されない権利

注:やむを得ない場合は改変できるとの規定はあるが、判断は厳しい  
(論文の送り仮名の変更や読点の削除、写真の一部切除等が同一性保持権の侵害となるとした判決がある)

## 著作権(財産権)

- 複製権**:著作物を複製する権利

注:ディスクやサーバへの蓄積も複製  
元の著作物に依拠し、実質的に類似していれば複製

- 上演権・演奏権、上映権、口述権**:著作物を公衆(不特定又は特定多数の者)に直接見せ・聞かせることを目的として上演、演奏、上映、口述する権利

注:録音・録画物の再生を含む  
非営利・無料・無報酬の上演・演奏・上映・口述は許諾不要  
(38条1項)

- 展示権**:美術の著作物・未発行の写真の著作物を原作品により公衆に見せることを目的として展示する権利

- 公衆送信権**:著作物を公衆送信する権利

注1:公衆送信とは、公衆(不特定又は特定多数)向けに送信すること  
(次のような送信)  
・放送・有線放送:著作物が常に受信者の手元まで送信される  
・自動公衆送信:受信者がアクセスした著作物だけが自動的に送信される(ホームページ等)  
・その他の公衆送信:電話申込みを受け手動で送信する等

注2:送信可能化(自動公衆送信し得るようにすること)も公衆送信権に含まれる

注3:同一構内のプログラム以外の送信は、公衆送信ではない

- 公の伝達権**:公衆送信される著作物を受信装置を用いて公衆に伝達する権利

注:一旦録画してスクリーン等に映し出す場合は、「複製」「上映」となる

○**譲渡権、貸与権、頒布権**：著作物の複製物を公衆に譲渡・貸与する権利

注：適法に譲渡された映画以外の著作物の再譲渡は自由  
映画以外の著作物の非営利・無料の貸与は許諾不要  
(第38条第4項)

映画の著作物については、譲渡・貸与した者が公衆でなくとも、公衆への提示を目的としている場合は権利が及ぶ

○**翻訳権・翻案権等、二次的著作物利用権**：

翻訳、翻案等により二次的著作物を作成する権利及び二次的著作物を利用する権利

注：二次的著作物を作成する(例えば翻訳する)場合は、原著物の作者(原作者)の許諾が必要。二次的著作物を利用する場合は、原著物の作者(原作者)と二次的著作物の作者(例えば翻訳者)両者の許諾が必要

○旧法下(昭和45年以前)で公表された著作物の特例

- ① 昭和32年以前に発行された写真や、昭和32年以前に創作され創作後13年以内に発行されなかった写真は、著作権が消滅している(テキスト参照)
- ② 昭和28年以前に公表された映画で、無名・変名や団体名義で公表されたもの又は映画の全ての作者が昭和40年以前に死亡しているものは、著作権が消滅している  
(参考)  
昭和28年(1953年)公開の「シェーン」の著作権は消滅
- ③ 昭和45年以前に実名で公表された映画で、昭和29年以降に公表されたもの又は作者が昭和41年に生存していたものは、公表後70年又は作者の死後38年のいずれか長い期間まで保護される  
(参考)  
昭和25年(1950年)公開の黒澤明監督(1998死亡)の「羅生門」は2036年(監督の死後38年)までは保護

## (4) 保護期間

著作者人格権

一身専属の権利であり、著作者が死亡すれば権利も消滅する

注：著作者の死後も原則として、著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない(60条)

著作権  
(財産権)

著作物の創作時から始まり、著作者の死後50年までが原則

(例外) 無名・変名の著作物	公表後50年
団体名義の著作物	公表後50年
映画の著作物	公表後70年
(旧法、条約等の特例もある)	

注：保護期間の終期は、翌年の1月1日から起算(暦年主義)

例：2000年に死亡した者の著作物は、2050年12月31日まで保護

## ○外国の著作物の保護期間

○原則

我が国の著作物と同じ

○相互主義

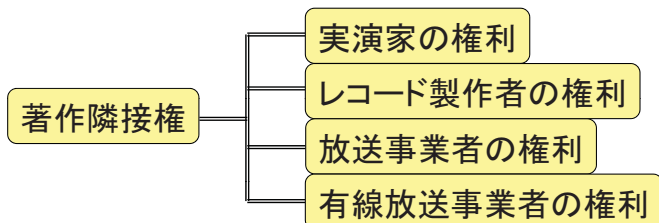
我が国の保護期間より短い国の著作物は、相手国の保護期間だけ保護

○戦時加算

平和条約において条約関係にある連合国の国民が第二次世界大戦前又は大戦中に取得した著作権については、通常の保護期間に戦争期間(昭和16年(1941年)12月8日又は著作権を取得した日から平和条約の発効する日の前日まで)の実日数を加算する(米、英、仏等の場合3,794日)

### 3. 著作隣接権

著作隣接権：著作物を公衆に伝達する者（実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者）に与えられる権利（著作権同様、無方式主義）



- 実演：著作物等を演じること
- 実演家：俳優、歌手、演奏家等実演を行う者及び実演を指揮・演出する者
- レコード：音を固定したもの
- レコード製作者：音を最初に固定した者

### 実演家等の権利の内容

	実演家人格権	氏名表示権、同一性保持権
実演家	著作隣接権	録音権・録画権、放送権・有線放送権 送信可能化権、譲渡権、貸与権 (再送信報酬請求権、二次使用料請求権、貸与報酬請求権)
レコード製作者	著作隣接権	複製権、送信可能化権 譲渡権、貸与権 (二次使用料請求権、貸与報酬請求権)
放送事業者・有線放送事業者	著作隣接権	複製権、(再)放送権、(再)有線放送権、 送信可能化権、テレビジョン放送伝達権

保護期間 実演、放送、有線放送：行ったときから50年  
(実演家人格権は、著作者人格権同様、一身専属)  
レコード：発行後50年(未発行は固定後50年)

### 4. 権利制限

#### (1) 教育機関における複製 (第35条第1項)

授業の教材として使用するために複製することを認める規定

【条件】

- ① 営利を目的としない教育機関であること  
注：学校の他、公民館・青年の家等の社会教育機関や教育センターなどの組織的・継続的に教育機能を営む教育機関も対象
- ② 授業担当教員又はその授業を受ける者が複製すること  
注：複製の法的主体が授業担当者であれば職員等に複製させることも可
- ③ 本人の授業で使用すること  
注：授業には、特別活動、総合的な学習の時間、ゼミ、実習なども含まれるが、自宅学習用(授業で使わない)に複製することは不可
- ④ 授業で必要とする限度内(必要部分・必要部数)であること
- ⑤ 既に公表された著作物であること
- ⑥ 著作権者の利益を不当に害さないこと
- ⑦ 慣行があるときは「出所の明示」をすること

#### 「著作権者の利益を不当に害さない」について

- 「権利者の利益を不当に害する」かどうかは、著作物利用市場と衝突するかどうかにより判断  
(複製によって市販物の売り上げが低下したり、将来の潜在的販路を阻害したりする場合は不可)

権利者の利益を不当に害すると考えられる例

- ・ 個々の学習者ごとの購入を想定して販売されているワークブック、ドリルなどの一部分のコピー
- ・ パソコンソフトのコピー
- ・ 製本するなど複製物を市販あるいは永久保存に耐えるような形で作成
- ・ 本1冊丸ごとのコピーなど、市販物の全体又は相当部分のコピー
- ・ 複製の部数が数百部になる場合

## (2) 教育機関における公衆送信 (第35条第2項)

対面授業で用いている教材を、別の場所で授業を受けている者に同時中継することを認めるもの

### 【条件】

- ① 営利を目的としない教育機関であること
- ② 「主会場(対面授業)」がある授業形態であること
- ③ 「授業を受ける者」のみへの送信であること
- ④ 送信は「同時中継」であること
- ⑤ 「主会場」で配布、提示等されている著作物であること
- ⑥ 既に公表された著作物であること
- ⑦ 著作権者の利益を不当に害さないこと
- ⑧ 慣行があるときは「出所の明示」をすること

注: 主会場の授業を同時中継するための規定であり極めて限定的(eラーニングに適用することは困難)

20

## (3) 試験問題としての複製・送信 (第36条)

著作物を使って試験問題を作成・配布したり、インターネット試験などで試験問題の送信を認めるもの

### 【条件】

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 試験の目的上必要な限度内の複製や送信(放送・有線放送を除く)であること
- ③ 営利目的の場合は著作権者に補償金を支払うこと
- ④ 著作権者の利益を不当に害さないこと
- ⑤ 慣行があるときは「出所の明示」をすること

### 【留意点】

○ 入試後、入試問題をホームページに掲載することは不可

21

## (4) 営利を目的としない上演等 (第38条第1項)

非営利・無料、無報酬の場合に著作物の上演、演奏、上映、口述を認めるもの

### 【条件】

- ① 既に公表された著作物であること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 聴衆・観衆から鑑賞のための料金等を取らないこと
- ④ 演奏したり、演じたりする者に報酬が支払われないこと
- ⑤ 慣行があるときは「出所の明示」をすること

### 【留意点】

「複製」や「公衆送信」を認める規定ではない

22

## (5) 非営利・無料の貸与 (第38条第1項)

映画以外の著作物の非営利・無料の貸与を認めるもの

### 【条件】

- ① 既に公表された著作物(映画の著作物を除く)であること
- ② 営利を目的としないこと
- ③ 貸与を受ける者から料金を受けないこと

### 【留意点】

○ 映画の著作物は対象外(雑誌附録のCD-ROMの場合、その中に映画の著作物が含まれていれば貸与できない)

23

## (6) 引用(第32条第1項)

著作物を引用して利用することを認めるもの

### 【条件】

- ①既に公表された著作物であること
- ②「公正な慣行」に合致していること  
引用部分が明確に区別できること  
それなりの必然性があること
- ③報道、批評、研究などの引用の目的上「正当な範囲内」であること  
自らの著作物が「主」で、引用される他人の著作物が「従」であることが必要
- ④「出所の明示」をすること

24

## (7) 私的使用のための複製(第30条)

個人的に仕事以外の目的で使うための複製を認めるもの

### 【条件】

- ①家庭内など限られた範囲内で、仕事以外の目的に使用すること
- ②使用する本人が複製すること
- ③以下のいずれにも該当しないこと
  - ・誰でも使える状態で設置してあるダビング機(文献複写用の機器は除く)を用いて複製する場合
  - ・技術的保護手段の回避による複製と知りつつ複製する場合
  - ・違法の自動公衆送信と知りつつ、それを受信してデジタル方式で録音・録画する場合
- ④デジタル式の録音・録画機器・記録媒体で政令で定めるものを用いる場合には、著作権者に補償金を支払うこと

25

## (8) 図書館等における複製(第31条第1項)

公共図書館などでの複製を認めるもの

### 【条件】

- ①政令で定める図書館であること
- ②営利を目的としない事業であること
- ③複製主体は図書館であること
- ④その図書館の資料を用いて複製すること
- ⑤以下のいずれかに該当すること
  - ア 1)利用者の求めに応じて、2)その調査研究用に、3)公表されている著作物の、4)一部分(発行後相当期間が経過した定期刊行物に掲載されている著作物はその全部も可)を、5)一人につき一部提供する場合
  - イ 図書館資料の保存のために必要がある場合
  - ウ 他の図書館の求めに応じ、絶版等により一般に入手することが困難な図書館資料のコピーを提供する場合

26

## (9) 情報解析のための複製等(第47条の7)

コンピュータによる情報解析を行うために、著作物を記録媒体へ記録・翻案することを認めるもの

### 【条件】

- ① コンピュータ等で情報解析を行うために複製・翻案すること
- ② 情報解析のために必要な限度内であること
- ③ 情報解析用に作成されたデータベースは利用しないこと  
注:情報解析とは、大量の情報から言語、音、映像等を抽出し、比較、分類等の統計的な解析を行うこと

この規定は、本年から施行。他に、送信の障害の防止等のための複製(第47条の5)、検索エンジンための複製等(第47条の6)、電子計算機における著作物の利用に伴う複製(第47条の8)を認める規定が設けられている(テキスト参照)

27



## (10) 権利制限に関する留意事項

### ① 目的外使用

制限規定により作成された複製物を、その目的以外の目的で頒布や公衆に提示した場合、その時点で複製したものとみなされる（第49条）

#### 例1

授業のために複製したもの（第35条第1項対象）をファイルに整理し図書館に置く  
→ 図書館に置いた段階で、図書館に置くために複製したものとみなされる（図書館に置くために複製してよいとの規定はない：許諾が必要）

#### 例2

個人で楽しむために録画した放送（第30条第1項対象）を、授業で使用する  
→ 授業で使った段階で、授業で使用するために複製したものとみなされる（第35条第1項により授業で使用するために複製できる：許諾は不要）

28

### ② 翻訳、翻案等による利用（第43条）

制限規定に基づき著作物を利用する際に、翻訳、編曲、変形又は翻案して利用することができるものがある

### ③ 権利制限により作成された複製物の譲渡（第47条の9）

制限規定により複製できる場合で、複製物を譲渡（配布）することが想定される場合は、この譲渡もできる

### ④ 著作者人格権との関係（第50条）

著作権（財産権）が制限されても著作者人格権が制限されるものではない

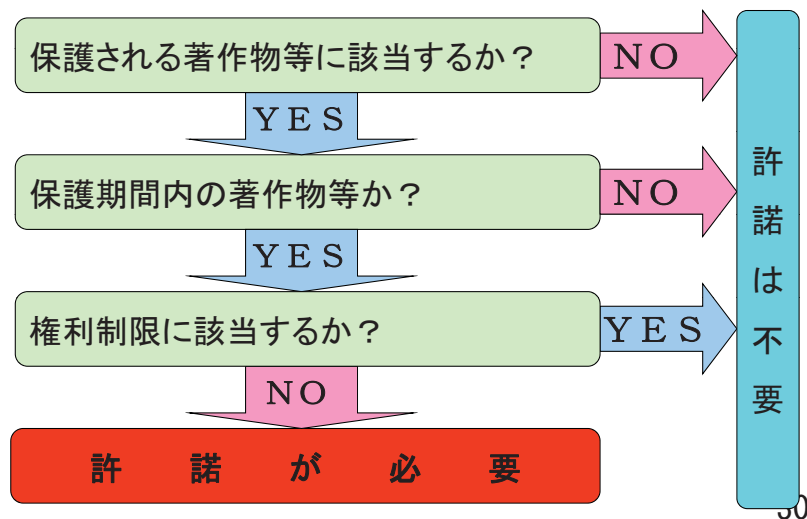
例：非営利・無料・無報酬であれば権利者の許諾なしに上演できる（第38条第1項）が、上演時間の圧縮などにより内容を変更して上演する場合は、著作者の了解が必要となる

### ⑤ 著作隣接権の取扱い（第102条）

著作権が制限される場合は、原則として、著作隣接権も制限される

## 5. 著作物の利用

### (1) どのような場合に許諾が必要か



30

### (2) 他人の著作物を利用する方法

#### ① 利用の許諾

他人の著作物を利用する場合は、許諾を得るのが原則。許諾を得た者は、許諾に係る利用方法・条件の範囲内で著作物を利用することができる

#### ② 著作権を譲り受ける

著作権（財産権）は譲渡可能な権利であり、権利を譲り受け、自ら権利者として利用することもできる

#### ③ 文化庁長官の裁定を受ける

相当な努力をしても権利者と連絡がつかない場合などは、文化庁長官の裁定により利用することもできる（特殊な場合）

31

## (参考) 利用許諾の際の留意点

- 口頭の許諾でも有効だが、できるだけ文書で
- 利用許諾に関する文書の表題や書式に決まりはない  
(利用許諾契約書でも、同意書や合意書でも効力は同じ)
- 利用許諾の内容も当事者により自由に決めることができるが、  
どのような利用を行うかよく検討することが重要  
(学内のみで利用とした場合、学外者への提供はできない。  
印刷物へ掲載・配布のみの許諾ではホームページに掲載  
できない)
- 利用の許諾は著作権者から得るが、著作者人格権については  
著作者の了解を得る

32

## (参考) 著作権譲渡契約の際の留意点

- 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる(61条1項)  
(経費の支払のみでは著作権が譲渡されたことにはならない)
- 27条及び28条に規定する権利が譲渡の目的として特掲されて  
いないときは、これらの権利は譲渡した者に留保されたものと推  
定される(61条2項)  
(二次的著作物に関する権利も譲渡するときは明記する)  
規定例  
甲は乙に対し、本著作物に関する全ての著作権(著作権法  
第27条及び第28条に規定する権利を含む)を譲渡する
- 著作者人格権は譲渡できない  
(必要に応じて著作者人格権についても規定する)

33

## (参考) 裁定の申請をするためには (権利者と連絡することができない場合)

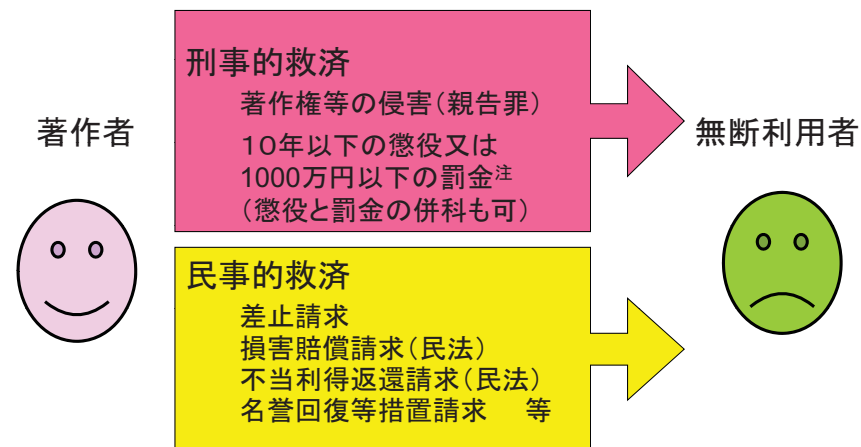
次に掲げる全ての措置をとり、取得情報等に基づき権利者と連絡  
するための措置をとったにもかかわらず連絡できなかった場合

1. 権利者情報を掲載している刊行物等の閲覧  
・著作物等の種類に応じて作成された名簿その他これに準じるもの  
・広くウェブサイトの情報を検索できるウェブサイト
2. 著作権等管理事業者等広く権利者情報を保有している者への照会  
・著作権等管理事業者等で同種の著作物を取り扱うもの  
・同種の著作物を業として公衆に提供・提示する者  
・同種の著作物について識見を有する者を主たる構成員とする団体
3. 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載または(社)著作権  
情報センターのウェブサイトにて30日以上期間継続して掲載し、公衆  
に対し広く権利者情報の提供を求める

詳細は文化庁ホームページの「裁定の手引き」参照

34

## 6. 権利が侵害された場合の措置



注: 法人は3億円以下の罰金

35

## 平成 22 年度 ICT 活用教材作成講習会

### ■ 実施趣旨

教職員に対して e-Learning 活用法や VOD 教材作成法の講習会を開き、その手法や取組における必要性について学習する講習会を設け、こういった講習会を継続して実施することにより、ICT 技術を用いた教育の拡充を図り、多様な形態による教育の提供が行えるようになることを目指す。

### ■ テーマ

e-Learning 著作権セミナー ～e-Learning における著作権の取扱いについて～

### ■ 開催日時

平成 22 年 9 月 1 日 (水) 13:00～16:30 ※受付開始時間 12:30

### ■ 会場

メイン会場 岡山理科大学 第 11 号館 6 階 第 2 実習室  
〒700-0005 岡山県岡山市北区理大町 1-1 TEL/FAX : 086-256-9771  
サテライト会場 各大学のテレビ会議システム設置教室  
※くらしき作陽大学は授業で使用のため、サテライト会場はなし

### ■ 主催

岡山オルガノン 大学教育連携センター

### ■ 後援等申請団体・機関

大学コンソーシアム岡山

### ■ プログラム

12:30～ 受付開始  
13:00～13:10 (10) 開会挨拶 (岡山理科大学学長 波田 善夫 岡山オルガノン事業推進代表者)  
13:10～15:10 (120) e-Learning 著作権セミナー  
講師：尾崎 史郎 氏 (放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター教授)  
(元文化庁著作権課マルチメディア著作権室長)  
15:10～15:20 (10) 休憩  
15:20～16:20 (60) 質疑応答  
16:20～16:30 (10) 閉会挨拶 (木村 宏 岡山オルガノン 大学教育連携センター長)

## ■ 内容

岡山オルガノン事業にて平成 22 年度後期より VOD を活用した遠隔授業を開始するに当たり、VOD コンテンツに含まれる著作権の取り扱いについて、連携大学教職員に理解を深めてもらう目的で開催した。放送大学 ICT 活用・遠隔教育センター教授である尾崎史郎氏を招き、「e-Learning 著作権セミナー ～e-Learning における著作権の取扱いについて～」をテーマにご講演いただいた。また、講演終了後に約 1 時間程度の質疑応答時間を設け、活発な議論が展開された。

## ■ 成果と課題

講師の尾崎先生から著作権について基礎知識を概観し、e-Learning に対する法整備が十分になされていない現状にも触れながらも、質疑応答で活発な議論が展開され、連携大学教職員に理解を深めてもらうことができた。また、初の多地点接続用サーバーの運用であったが、マイク操作の不慣れ等で一時的に音が聞こえづらかったりノイズが入ったりしたが、特段の通信不具合もなく無事に終わることができた。今回の運用を参考にし、今後さらなる活用を目指していく。

## ■ 収支決算

経費区分	科 目	摘 要	金 額 (円)
旅費	国内旅費	外部講師旅費 (1 人)	51,266
人件費	雇用等経費	連携事業推進補助 (2 人)	6,240
事業推進費	通信運搬費	資料等郵送費	3,070
		講師へちらし等を送付	140
		連携校へ資料冊子を送付	1,680
		アンケート等返信用封筒	1,170
		講師へ御礼状を送付	80
		合 計	60,576

## ■ 参加者

		教 員	職 員	計
会 場	岡山大学	4	4	8
	岡山県立大学	12	7	19
	岡山学院大学	1	0	1
	岡山商科大学	4	4	8
	岡山理科大学	8	15	23
	川崎医科大学	1	3	4
	川崎医療福祉大学	18	3	21
	環太平洋大学	2	0	2
	吉備国際大学	8	6	14
	山陽学園大学	4	7	11
	就実大学	5	5	10
	中国学園大学	3	0	3
ノートルダム清心女子大学	3	4	7	
合 計 (名)		73	58	131

## ■ アンケート結果

実施日	平成 22 年 9 月 1 日	%
実施総数	131	
アンケート提出数	105	80
有効回答数	105	100

### 集計結果

【問 1】 セミナーの内容はいかがでしたでしょうか？

回答	実数	%
大変満足した	40	38
ある程度満足した	60	57
少し不満がある	2	2
大変不満である	0	0
回答なし	3	3
合計	105	100

【問2】著作権について理解できましたか？

回答	実数	%
大変理解できた	17	16
ある程度理解できた	83	79
あまり理解できなかった	4	4
全く理解できなかった	0	0
回答なし	1	1
合計	105	100

【問3】これまでに著作権に関するセミナー等を受講したことはありますか？

回答	実数	%
ある	26	25
ない	79	75
合計	105	100

【問4】本日のセミナー参加のきっかけは何ですか？（複数回答可）

回答	実数	%
大学連携に関心があったから	22	15
著作権に関心があったから	59	41
何となく興味を持ったから	1	1
友人・知人に勧められた・誘われたから	5	3
業務の一環として	52	36
その他	6	4
合計	145	100

- ※その他の回答
- ・連携ビデオシステムを見てみたかった
  - ・タイトルの e-Learning の規定に興味があった
  - ・TV会議システム
  - ・新しい権利関係について知りたかった。
  - ・よくわからないから

【問5】 本日のセミナーをどこでお知りになりましたか？（複数回答可）

回答	実数	%
所属・勤務先	88	77
岡山オルガノン公式ホームページ	5	4
その他ホームページ	0	0
岡山オルガノン通信	18	16
知人・友人	2	2
その他	2	2
合計	115	100

※その他の回答 ・主催者  
・ポスター

【問6】 テレビ会議システムを活用したセミナーはいかがでしたでしょうか？今後のテレビ会議システムの運用に役立てたいと思いますので、ご自由にご意見をお聞かせください。

1	主会場で参加したのでよくわからない。プロジェクターが暗い。
2	各拠点の準備に労力をかけられていたように見受けられました。もっと簡単に準備・活用ができるものとしていただくと利用が進むと思います。
3	配信拠点での視聴であったので、あまり有意性を見いだせなかった。
4	1人の語り手の方のお話を複数の学園でお聴きするためのTV会議は有効利用、どんどんやって下さい。
5	今後の講演、授業方式への道すじが出来たと思われる。
6	ここまでたくさんの多地点は初めてだったので、新鮮でした。
7	岡大教員ですが、近いので理大で参加しました。可能であれば1会場に集まることも必要だと思います。スクリーンを長時間見続けるのは苦痛になると思います。
8	全体のオルガノンのほとんどがつながることができて有効性が示されたと思います。
9	13会場をつないでのセミナー、移動も少なく大変便利でした。
10	一部音声が悪い時がありましたが、ライブ型授業に十分対応できるシステムであると思いました。
11	出張しなくてすむので大変便利です。ただし、時折、声が聞きとれないことがあります（特に質疑応答）。
12	複数のマイクがある場合、両方がONになっていると干渉して音が聞こえない場合があります。13大学をつないだせいとは思いますが、画像の動きが若干ぎこちない場合もありました。
13	良かったと思うが、自分のPCで受信できる方がありがたい。他大学のようにUstreamでの配信で良いのでは？スクリーン上のコントラストが低い？モニターは見やすい。プロジェクターの投影モードの問題？
14	今後もシステムを利用した多大学間のイベントを継続的に行い、システムの存在や有用性を広く学内に伝えていくとよいのではないかと思う。最後ブロックノイズがのった以外は全体的に全く問題ない品質であった。

15	とてもよかったです。今後はできるかぎりシステムを活用していくようにしていってほしいと思います。
16	本学の都合にもよるが、画面表示が小さかったと思う。
17	画面をもう少し大きくして欲しかった。
18	本学の都合、もっと広報してもらった方がよかった。2601 も良いのですが、4602 などの方がメモが取りやすいのでよいと思います。
19	初めての試みでしたが、十分利用に耐えるように思います。今回様々な企画をする必要があります。
20	システムとして有効であったと思います（ただし、表示画面が小さかった）。
21	非常に興味深く参加させていただいた（著作権について知る機会が少ない為）。もっと相互のコミュニケーションや意見交換のできるセミナーも企画いただきたい。
22	このようなセミナーは一方性が強いので、テレビ会議システムではなくインターネットでストリーミング配信した方が時間と場所が拘束されないのが良いのではないかと
23	参加人数にもよるでしょうが、画面がもっと大きい方がよい。音声は明瞭であった。授業より眠くなり易い⇔realtime (live) であることを絶えず気づかせる工夫が必要か。
24	非常に有益と思います。
25	学生の交流に活用出来れば興味深い試みができそうなのですが、具体的な企画としてはどのような可能性があるのか。モデルケースを提案して頂ければと思います。学生に体験させてみたいと思います。
26	テレビ会議システムに初めて参加しました。現地に行く手間がなく、大変便利である事を実感しました。
27	出向かずに受講できるのは大変助かります。
28	非常にすばらしいシステムだと思いました。各大学の接続の不具合やデータ転送量の問題など多々障害はあると思いますが、これから先活用すべきシステムだと思いました。
29	見やすい画像で声も聞きとりやすく、講習・質疑応答とも非常に良かったと思います。
30	テレビ会議システムが良い運用ができたと思う。
31	教室の照明が暗くて、やや手元の資料が読みづらい感じはありましたが、全体としては問題なかったと思います。
32	わかりやすく良かったと思います。ただ、スクリーンがもう少し大きかったらより良かったと思います。
33	本日のセミナーで、改めて著作権について認識した。
34	とてもよかったが、受付などサテライト側の運営スタッフの準備がたいへんだったようです。ご苦労さまでした。講習も2時間休憩なしは少々つらいものがありました。講演の先生もつらかったのでは。
35	対面でない限界点があると思う。講師や司会者がテレビ会議システムを利用しているという意識が必要であろう。
36	講師の方のマイクが下がった時に声が聞きとりづらかった。
37	資料は手元にもあるので PandP 画面のメインの方を講師の画面にした方がよいのではないかと感じました。



38	最後に音声聞きとれない所があったのが気になった。
39	遠隔地にあっても、一ヶ所に集まらなくても会議やセミナーに参加できるのは時間の節約になる。
40	授業等の学内関係者のみだけでなく学生の代表者会議などでも使用できるなら満足度も上がるのではと思った。そのためには各大学で熟知している者が必要になるが。
41	講師の表情、質問内容が書かれた紙等、画面が小さい。質疑応答等音声がとぎれることがあった。
42	専門用語等、もう少しゆっくりお話して下さい。マイクの扱いがよくなかったのか、聞きとりにくい箇所がありました。
43	関係者以外の方々（興味のある人）が比較的簡単に参加できるので、様々な場面で役立てて頂きたい。
44	表示装置、画面構成にもよるかもしれませんが、文字は大きめでないと見えにくいと感じました。ただ想像以上に受講しやすかったです。
45	予想以上に授業として集中して聞くことができた。
46	時折マイク（音声）の調子が悪いときがあったように思えますが、新たな試みとして評価できると思います。
47	画面が小さい。
48	直接会場に行かなくても有益なセミナーを受信できるのは便利だと思う。
49	質疑応答など双方向の内容となったときに、「問」のとり方が難しく、対面の場合と比べスムーズさに難ありと感じました。
50	相当に利用価値があると思う（理科大内で2本のマイクをオンにしてあるとき音声が一時的にとぎれたことを報告しておきます）。
51	画面が小さいため尾崎先生の顔がよく分からない。そのためライブ中継にも関わらず、臨場感が全く無かった。DVDビデオを見ているようでした。質疑応答については有意義なものでした。
52	臨場感に乏しかった。教室講義と比べてハンディがあるのは当然だが、それを克服する工夫が必要なのではないか。パワーポイントスライドのポインティング、ハイライトや黒板の板書など、通常の授業でも行われるものは最低限必要だと思われた。
53	初めての利用であったが、苦なく聴講できた。
54	とても効率が良くて有意義な方法だと思います。初めてこのようなシステムで参加しましたが良かったです。
55	質疑応答に入るまで講師による一方的送信である為、途中わかりにくいと思った時、すぐに質問確認ができない。講師の方も相手の反応がとらえにくい為すすめにくいのではないのでしょうか。しかし、貴重な情報の共有・活用・大学間の交流といった意味でとても意味あるセミナーであると思います。
56	一方向的な授業になるので無駄がなく合理的な方法であると思います。しかし、授業者とのきよりを感じました。資料と授業でのパワーポイントが一致していたのでわかりやすく感じましたが、画面が小さかったのでスクリーン全体に映し出されるような工夫をしていただけるともっと見やすくなると思います。

57	本学参加者だけだと少人数であるが他の参加大学を含めると人数が増え、そのため多様な質問等がでて参考になった。
58	①参加者を増やす工夫 ②年間の開催・テーマ等のスケジュールを早期に出す。
59	質疑でのカメラの切り替え等が若干問題があったと思います。
60	新しい著作権法を学びに来た。しかし、あまり変わっていない。なるべく著作権を制限して大胆に行いたい。例えばやはり講義内容そのものを自宅で受信ができ、なおかつ保存できるものが良い。無料でパソコンのHDに保存できて、itunesを活用したポッドキャスト利用の東大の公開授業のようなセミナーが岡山地区でもできるでしょうか。外国の手段を利用すれば日本の法を超えることができるのか。
61	終了間際にパケットロスが発生し、音飛びがあった。
62	音声、画像とも明瞭だった。会場に足を運ぶ必要がないので便利。マイクが1つの教室内で2つ同じにONになり、その間は騒音と小声で聞きとりづらかった。
63	著作権法のセミナーを受講したいと思っていたので、自大学で受講でき、時間の有効利用ともなり有意義であった。
64	FD会ではないですが、こういうセミナーにはうって付けですね。ただ、本学とかではうちの現状に合わせた話をFD会などではよくしますから、15大学向けとなると今日程度のコモ的なテーマでないとやりにくいと思いますね。
65	素晴らしいシステムで多くの方が一度に学べる環境である為、とても時間を有効に使うことができると思う。今後もアンケート等でテーマを決め、一人でも多くの方が活用できるものであればよいと思いました。
66	時間が有効に使えるので、テレビ会議システムでセミナーに参加できるのはありがたい。
67	問題なくセミナーが進められたと思います。

【問7】 本日のセミナーについて、ご意見・ご感想等があればご自由にお書きください。

1	本日のセミナー内容は非常に e-Learning を進めていく上で参考になりますし、必須知識だと思いました。本日の動画を岡山オルガノン連携校内で再配信するなど、二次活用いただきたいと感じます。
2	ありがとうございました。
3	もっと質疑の時間があったら…今後とも継続されるよう企画して下さい。ありがとうございました。
4	良い企画であった。今後も状況に応じた講習会又は発表会を行うとよいと思う。
5	おおらかに認められる部分もあれば、意外に厳しく制限されているものもあり、著作権に対する認識が改められました。
6	e-Learning の大変さがわかった。多くの教員が参加すべきと思いました。
7	非常に有意義だったと思います。
8	この手のセミナーは具体的な事例ベースで構成して欲しい。法律の話を文字だけのスライドで長時間に渡ってするのではどうしても眠くなる。今後はサンデル教授のような‘これからの著作権の話をしよう’的セミナーを望む
9	難しかったです。質問コーナーが具体的で少し理解がすすみました。ありがとうございました

	た。
10	PPT 資料と教科書の内容がわかりやすく、役に立つ情報を入手できました。
11	著作権に関する知識、ネットワークセキュリティの知識など、基本的なりテラシーについての講習は繰り返して行うのが良いように思いました。
12	サーバ蓄積型 e-Learning についての規定が法的に整備されていないので現状での利用は許諾が必要だということがわかった
13	昨年岡山大で行われた著作権セミナーと同じ内容の講演であったため、個人的には後半の質疑応答の方が有用な情報が得られた。
14	大変参考になりました。業務を執行するうえで、十分注意すべき事を再確認いたしました。ありがとうございました。
15	サーバー蓄積型 e ラーニングについては、著作権法上取り残されていることがよくわかった。この状況に対して、どのように対応していくのが今後の問題であると思う。組織的な動きなどはあるのでしょうか？
16	今回の内容は、教材を作成する上で極めて重要です。大変役に立ちました。ありがとうございました。
17	手元にレジメがあったものの、せっかく映された画面が小さかった。
18	もう少し短時間にさせていただくと、時間がとりやすく参加しやすい。画面が小さく見えづらい。
19	著作権の基本についての全般のセミナーであって、タイトルにある e-Learning の著作権に特化したセミナーになっていない。もっと短時間でできるのではないか。
20	大変参考になりました。
21	他大学の会場の様子の映像に臨場感があって興味深かった。色々な大学の先生の意見を聞けるディスカッションなどがあれば面白いと思います。別のテーマでも参加してみたいと感じました。
22	勉強になりました。
23	e-Learning に関する著作権関係の法整備が遅れていることについて、驚きを禁じ得なかった。閉じられた受講生を対象としたものであれば、「引用」の適用をしても良いのではないか。
24	貴重なセミナーに参加でき、これからは役立てたいと思いました。
25	お世話になりました。
26	わかりやすい説明で、著作権法の概略が良くわかりました。
27	e ラーニングについて、著作権解決処理の事例具体例の紹介をお願いします。全体で 2 時間ほどの講習にさせていただけるとたすかります。
28	もう少し短時間で。
29	e-Learning ではない著作権の説明、質問があったので、少し分かりにくくなった。
30	具体例をまじえてのお話で大変わかりやすかった。
31	13 大学の初の試みは大変興味深かった。
32	内容についてはとても参考になった。ICT の活用がもっと増えて場が広がることを希望します。

33	時々音声不良があった。対応が必要です。
34	著作権について初めて受講したセミナーでしたので、難しい部分もありましたが、これからもっと理解を深め業務に役立てたいと思います。
35	質問はマイクでなくeメールで講師に集めることができると、重要な質問から講師に答えていただける。
36	大学教育・教材作成において、普段から著作権を気にかけていた部分があったため大変役に立ちました。ありがとうございました。
37	ちょっと長すぎるかも…。せめて1時間半～2時間までが限度と思われる。
38	大変参考になりました（ある程度理解できたのですが）。
39	最後に質問で出た、ビデオコンテンツの著作権の問題をもっと中心的に取り上げてほしかった。
40	専門性が高いため大変参考になりました。しかし2時間という時間制限の中では無理があるようにも感じました。対象が教員ということで、研究と教育に内容を絞っても良かったかもしれません。
41	テレビ会議システムについては有効で、設定のしやすさが確保されれば様々な用途があると思われる。
42	話が難しかった（内容が複雑でした）。途中で休憩か、質問タイムか、一息入れるコーナー（実際こんなことがあったなど←少しはありましたが）を作ってほしかった。集中力が保てない。
43	セミナー中に別の会議があり、途中退席させていただきました。ご迷惑をおかけいたしました。
44	余り理解できていない分野であったので大変参考になった。しかし、グレーの部分が多く、各大学での研修とか担当者設置が必要かなと感じた。
45	質疑応答の時間も有り、構成としては良かった。
46	VOD方式の場合、現状多くの問題があることが分かりました。
47	ネット技術上や法律上の各種規則を守ってe-Learningが発展すれば良い。引用にあたる著作物は利用できることを知って良かった。著作物を利用する立場の人向けの講習が図書館向以外に実施できて良かった。今後も受講したい。皆様お疲れさまでした。教室の壁に時計の掲示が欲しい。
48	グラフ作成、二次的著作物利用権、公衆送信（生中継）など参考になった。
49	特許もそうですが、著作権も法に基づく限り判例が無いと、人は何も云えないのですよね。あらためてそれが良く判りました。まあ自分の常識と判断を高めるしかないのでしょうか。

■ 写真



開会挨拶



e-Learning 著作権セミナー



質疑応答



閉会挨拶